

建設企業常任委員会 審査順序

● 付託議案について

議案第 90 号 令和 8 年度八戸市一般会計補正予算

○歳出

款	項	摘 要
第 1 条の歳出中 6 款 農林水産業費 8 款 土木費	1 項 農業費 全部	3 目18節

[建設企業協議会]

○ 所管事項の報告について

- 1 訴訟事件の和解について
- 2 自動車事故に係る損害賠償額の専決処分について
- 3 八戸市立市民病院での医療行為に係る損害賠償請求事件訴訟について

訴訟事件の和解について

1、事件の表示

- (1) 事件番号 令和8年(ワ)第20号
- (2) 事件名 損害賠償請求事件
- (3) 当事者 原告：60代男性
被告：八戸市
- (4) 請求内容 国家賠償法に基づく損害賠償金（通院付添費・入院雑費・休業損害・入通院慰謝料・後遺障害逸失利益・弁護士費用）及び訴訟費用の支払い

2、事故の概要

令和5年5月7日午後10時05分頃、原告が勤務終了後、八戸市大字長苗代字中坪地内の従業員用駐車場へ向かう際、市道沿いの水路に転落し骨折及び神経損傷の傷害を負った。

原告が水路に転落し、負傷したのは、市道にガードレールや手すり等、人の転落を防ぐ設備が設置されていないことや、付近に照明がなく、夜間に誤って転落する恐れが大きい状態であったことが原因であり、本件事故の発生が道路における安全管理の瑕疵によるものとして、道路管理者である市に対し損害賠償請求していたもの。（訴状受理日：令和8年3月27日）

3、訴訟提起後の経過

- 令和8年5月27日(水) 第1回弁論準備手続（青森地方裁判所八戸支部）
- 令和8年7月 8日(水) 第2回弁論準備手続（青森地方裁判所八戸支部）

4、和解案の提示について

令和8年8月17日、青森地方裁判所八戸支部裁判官より、当市代理人弁護士へ解決金40万円での和解案の提示があった。

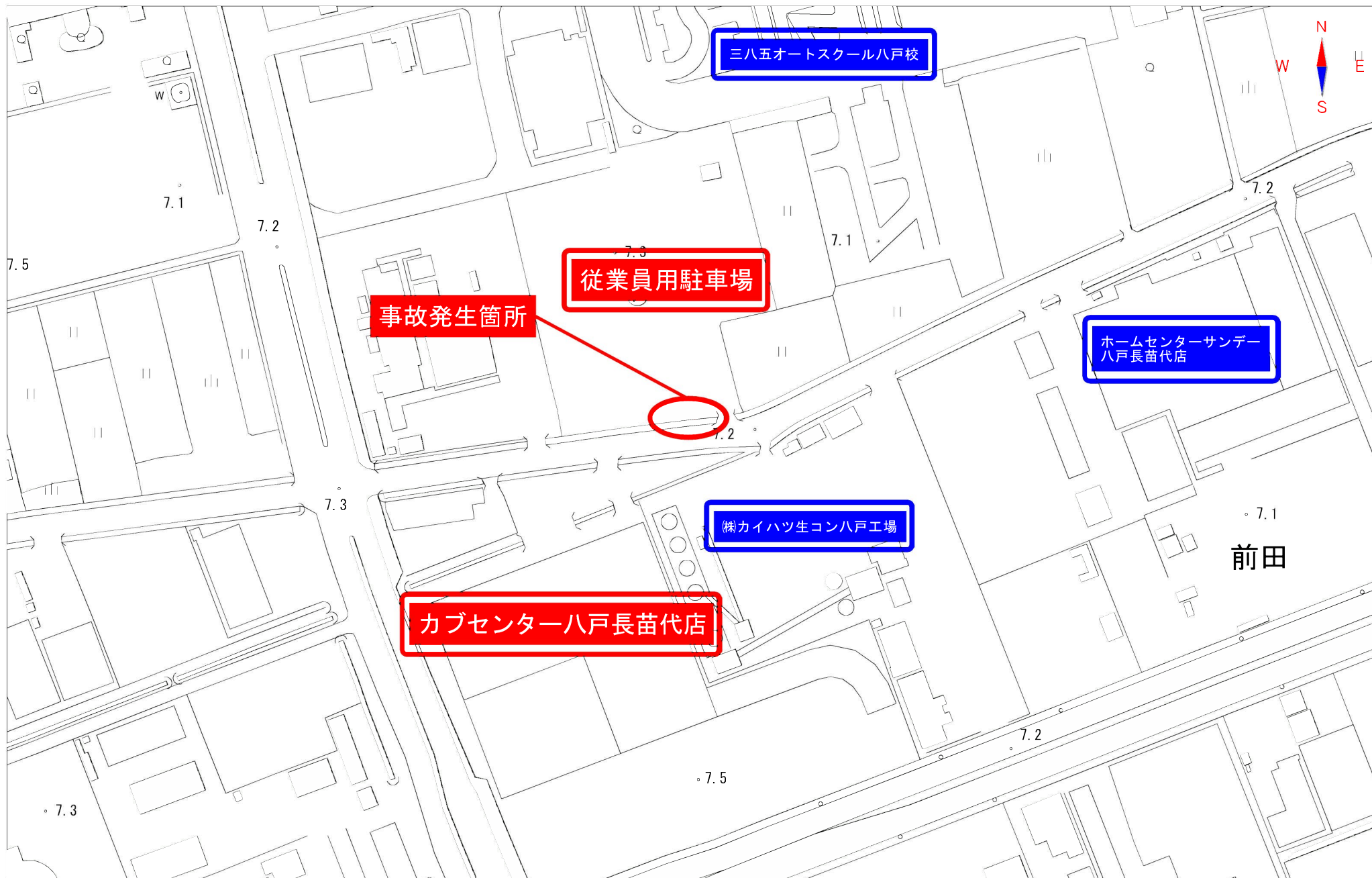
提示の理由として、「判決まで至らずに早期解決できる」こと、「現場が暗かったことは事故の発生と事実的な因果関係がある」ことを指摘されている。

なお、原告は和解案を受け入れる意向を示している。

5、和解案に対しての対応方針

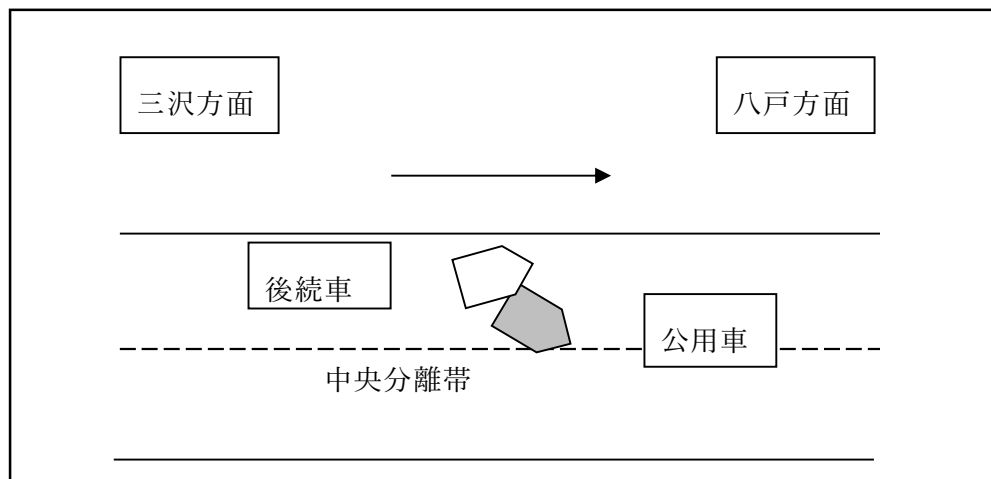
「判決まで至らずに早期解決できる」利点と、裁判官からの「現場が暗かったことは事故の発生と事実的な因果関係がある」との指摘は、当市に一定の過失があったものと認識し、解決金40万円を支払い、和解に応じることとしたい。

解決金は、市が加入している道路賠償責任保険にて支払う。



自動車事故に係る損害賠償額の専決処分について

- 1 事故発生日時 令和8年4月3日（金）午後2時35分頃
- 2 事故発生場所 青森県上北郡おいらせ町向山東四丁目の県道（第二みちのく有料道路内）
- 3 事故発生状況 県道（第二みちのく有料道路）を三沢方面から八戸方面へ走行中、ハンドル操作を誤り中央分離帯ワイヤーに接触し、その後に後続車が追突したものの。



- 4 損傷状況 相手方 ①県 道：中央分離帯ワイヤーロープ支柱5本、ゴム製視線誘導標1個
②後続車：車両右前部（フロントバンパー、フロントフェンダーほか）
八戸市 ①車両右前部、右側面（フロントバンパー、フロントフェンダー、フロントドアほか）
②車両左後部（リアバンパー、リアフェンダーほか）
- 5 後続車への損害賠償額 257,031円
（公益社団法人全国市有物件災害共済会より同額給付）
- 6 専決処分月日 令和8年9月3日（処分第19号）

※ 中央分離帯損傷に対する損害賠償については、令和8年6月2日に専決処分し、令和8年6月議会で報告済みである。

八戸市立市民病院での医療行為に係る損害賠償請求事件訴訟について

1 事件の表示

- (1) 当 事 者 原告：患者（昭和10年生まれ、当時90歳）の相続人のうち 1 名
被告：八戸市（病院開設者）
- (2) 事件番号 令和 8 年（ワ）第 1 0 7 0 8 9 号
- (3) 事 件 名 損害賠償請求事件

2 訴状の受理日

令和 8 年 8 月 24 日

3 事件の経過

令和 7 年 4 月 2 日 他院からの紹介で当院を受診
両側の下肢閉塞性動脈硬化症、重症下肢虚血の状態と診断
4 月 15 日 入院
4 月 18 日 腋窩動脈－両側大腿動脈バイパス術を実施
4 月 22 日 死亡

4 市に損害賠償を請求する理由

患者が死亡したのは、市民病院において術前、術中及び術後に注意義務違反があったためであり、病院開設者である市が損害賠償の責任を負う。

5 今後の予定

第 1 回口頭弁論

- ・ 日 時 令和 8 年 11 月 6 日（金） 午後 3 時
- ・ 場 所 東京地方裁判所